

関西電力株式会社株主提案内容（案）

第 号議案 定款一部変更の件（1）

▼提案の内容

「第 1 章 総則」に以下の条文を追加する
(経営の透明性の確保)

第 6 条 本会社は、可能な限り経営及び事業に関する情報開示をすることなどにより、需要家の信頼及び経営の透明性を確保する。

【提案理由】

電力事業は、その公益性に鑑み、需要家の信頼と経営の透明性を確保することが必要であり、経営及び事業に関する最大限の情報開示を行う必要がある。同時に、政治家及び政治的団体等への寄付等の便益供与や、例えば「原子力安全委員会」等に携わる研究者等に対する寄付等については一切行わないとともに、あわせて競争入札による調達価格の適正化に努めることを会社の方針として明確に示すことが必要である。

第 号議案 定款一部変更の件（2）

▼提案の内容

「第 4 章 取締役及び取締役会」第 20 条を以下の通り変更する。
(取締役の定員)

第 21 条 本会社の取締役は 10 名以内とする。なお、国等からの再就職の受け入れはこれを行わない。

【提案理由】

関西電力が脱原子力発電と安全性の確保、発送電分離や再生可能エネルギーなどの大規模導入、天然ガス火力発電所の新增設といった事業形態の革新に向けて現在の経営方針を大転換していくためには、徹底したコスト削減と経営の機動性、透明性を高めることが必要である。なお、取締役のみならず従業員についても、国等の公務員の再就職受入や、顧問等の名目での報酬支払いは行わないこととすべきである。

第 号議案 定款一部変更の件（3）

▼提案の内容

「第 4 章 取締役及び取締役会」に以下の条文を追加する。
(取締役の報酬の開示)

第 24 条 取締役の報酬に関する情報は個別に開示する。

【提案理由】

関西電力が脱原子力発電と安全性の確保、発送電分離や再生可能エネルギーなどの大規模導入、天然ガス火力発電所の新增設といった事業形態の革新に向けて現在の経営方針を大転換していくためには、徹底したコスト削減と経営の透明性を高めることが必要である。

第 号議案 定款一部変更の件（４）

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第 7 章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

（脱原発と安全性の確保）

第 45 条 本会社は、次の各号の要件を満たさない限り、原子力発電所を稼働しない。

（1）絶対的な安全性の確保

（2）原子力発電所の事故発生時における賠償責任が本会社の負担能力を超えない制度の創設

（3）使用済み核燃料の最終処分方法の確立

2 本会社は、脱原発社会の構築に貢献するため、可及的速やかに全ての原子力発電所を廃止する。

3 前項の規定により原子力発電所が廃止されるまでの間においては、他の電力会社からの電力融通や発電事業者からの電力調達により供給力の確保に努めるとともに、電力需要を厳密に予測し、真に需要が供給を上回ることが確実となる場合においてのみ、必要最低限の能力、期間について原子力発電所の安定的稼働を検討する。

（代替電源の確保）

第 46 条 本会社は、原子力発電の代替電源として、再生可能エネルギーなどの大規模導入や天然ガス火力発電所の新增設など、多様なエネルギー源の導入により、新たな発電事業を積極的に推進する。

【提案理由】

福島第 1 原子力発電所の事故から、ひとたび関西電力の原子力発電所においてシビアアクシデントが発生すると、関西に留まらず広範囲にわたって回復不可能な甚大な被害が想定される。原子力発電事業の継続は関西電力の株主利益を著しく棄損するだけでなく、将来世代に過大な負担を残すおそれがあり、脱原発に向けて速やかに原子力発電所を廃止するべきである。このため、電力需要抑制に向けた取組みを強化するとともに、当面は他の電力会社からの電力融通や M & A の強化、天然ガス火力発電所の新增設等により供給力確保に最大限努め、中長期的には再生可能エネルギーの大規模導入など多様なエネルギー源の導入を図る必要がある。なお、必要最低限の範囲で原子力発電所を稼働させる場合であっても、絶対的な安全性の確保や有限責任の損害賠償制度、使用済み核燃料の最終処分方法の確立など極めて厳格な稼働条件を設定すべきである。

第 号議案 定款一部変更の件（５）

▼提案の内容

「第 7 章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新」に以下の条文を追加する。

（事業形態の革新）

第 47 条 本会社は、電気事業を営むにあたって、多様な主体の自由・公正な競争により、原子力に代わる多様なエネルギー源の導入を促進し、供給力の向上と電力料金の安定化を図るため、必要な法制度の整備を国に要請し、可及的速やかに発電部門もしくは送配電部門の売却等適切な措置を講ずる。

（電力需要の抑制と新たなサービスの展開）

第 48 条 本会社は、経営体質の強化を図るため、スマートメーターの活用により需要家による節電行動を促す柔軟な料金メニューの導入などを通じて電力需要の抑制に努めるとともに、新たなサービス事業を積極的に展開する。

【提案理由】

脱原発の推進には、自由公正な競争により多様なエネルギー源導入を促進し供給力向上と電力料金安定化を図る必要がある。これには発電部門もしくは送配電部門の分離を速やかに進める必要があり、例えば送配電部門分離の場合、まず、法制度整備を国に要請し、可能な状況になれば持株会社設立と送配電部門子会社化による法的分離に取組み、発電会社からの独立性を確保しつつ送配電会社としてのノウハウ蓄積と送配電網拡充等を行い、最終的には所有分離により中立的な系統運用を行う事業主体として確立させるべきである。また、経営体質の強化に向けて、従業員数の削減はもとより、競争入札による調達価格の適正化や過剰な広報費の削減、不要資産売却等のほか、他の電力会社エリアへの小売進出等とともに、電力需要抑制のためにスマートメーター活用やデマンドレスポンス実施、リアルタイム市場創設やネガワット取引など、新たなサービス事業を展開するべきである。